

第 1 章 石川中央保健福祉センター (保健部) の概要

第1節 沿革

1 石川中央保健福祉センター

昭和 17. 12. 1 石川県松任保健所設置（旧所在地 松任市古城町ル1番地）
27. 8. 1 優生保護相談所設置
48. 5. 1 現在地に新築移転
平成 8. 9. 26 優生保護相談所廃止
9. 4. 1 石川中央保健所に名称変更
12. 4. 1 石川中央保健福祉センターに組織改正（保健所、福祉事務所、児童相談所の統合化）
24. 4. 1 石川中央保健福祉センター（本所）に、河北地域センター業務の一部（会計及び医事業務並びに特定疾患指導、精神保健福祉及び母子保健の訪問業務等）を集約

2 河北地域センター

昭和 16. 12. 1 石川県津幡保健所設置（旧所在地 津幡町字津幡ニ133番地1）
27. 8. 1 優生保護相談所設置
53. 5. 10 現在地に新築移転
平成 8. 9. 26 優生保護相談所廃止
9. 4. 1 石川中央保健所河北センターに名称変更
12. 4. 1 石川中央保健福祉センター河北地域センターに名称変更
24. 4. 1 石川中央保健福祉センター河北地域センター業務の一部を石川中央保健福祉センター（本所）所管に変更

第2節 施設の概況及び所管区域

1 施設の概況

(1) 石川中央保健福祉センター

・所在地	石川県白山市馬場2丁目7番地		
・土地・建物	ア 土 地	2,637.31m ²	
	イ 建 物	1,157.40m ²	(ア) 庁 舎 993.78m ² (2階建て 建面積488.53m ²)
			(イ) 車 庫 114.00m ²
			(ウ) 犬抑留舎 29.20m ²
			(エ) 書 庫 20.42m ²

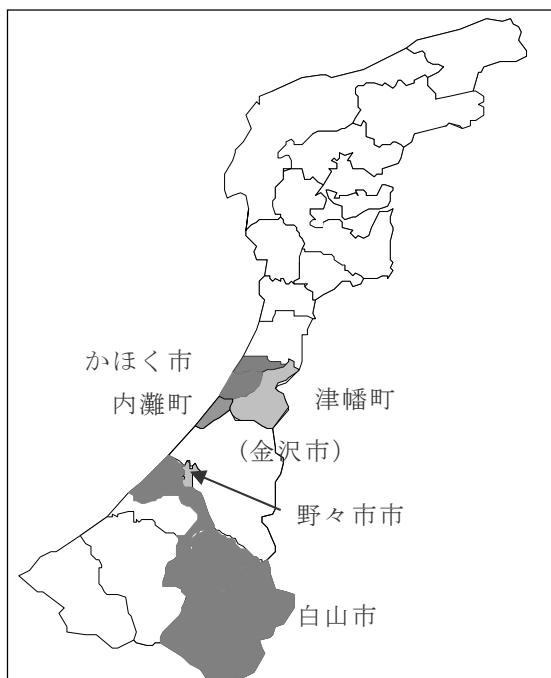
(2) 河北地域センター

・所在地	石川県河北郡津幡町字中橋口1番1		
・土地・建物	ア 土 地	3,250.00m ²	
	イ 建 物	1,196.36m ²	(ア) 庁 舎 999.36m ² (2階建て 建面積 564.66m ²)
			(イ) 車 庫 148.50m ²
			(ウ) 犬抑留舎 36.12m ²
			(エ) 自転車置場 12.38m ²

2 所管区域

石川県の県都金沢市を挟み、かほく市、白山市、野々市市、河北郡（津幡町・内灘町）の3市2町を管轄する。管内面積は963.85km²で、人口は264,377人（H30.10.1現在推計）である。河北地域センターは、かほく市と河北郡を管轄している（組織及び業務は第3節参照）。保健所より最も遠い管轄市町支所までの所要時間は、自動車で片道約1時間あまりを要する比較的移動距離の大きい所轄区域である。

図1 石川県石川中央保健福祉センター（石川中央保健所）所管区域図



参考：本事業報告書内の表示について

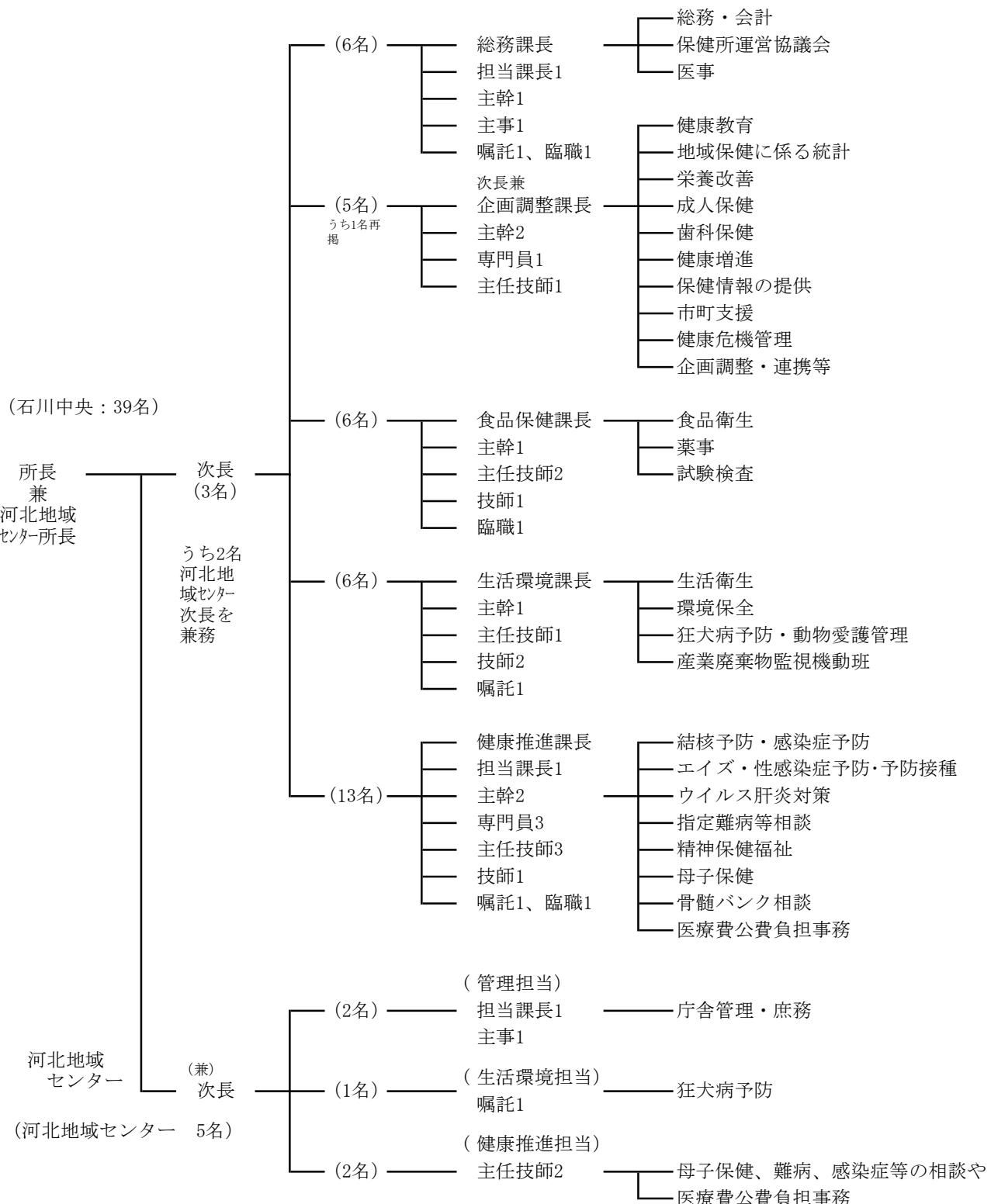
石川中央：白山市・野々市市

河北地域センター：かほく市・津幡町・内灘町

第3節 組織及び事業等

1 組織及び事業 (平成30年4月現在)

※臨時職員含む



※ 平成24年4月1日から、河北地域センターの訪問業務等（特定疾患指導、精神保健福祉、母子保健）及び、医療法関連事務については、石川中央保健福祉センターに集約

2 職員の職種別構成 (平成30年4月現在)

(人)

職種 配置	医師	獣医師	薬剤師	診療放射線技師	管理栄養士	化学生	臨床検査技師	保健師	精神保健福祉士	看護師	事務職員	嘱託	臨時職員	計
石川中央	1	2	6	1	1	2	1	14	—	—	5	3	3	39
河北地域センター	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2	1	—	5
計	1	2	6	1	1	2	1	15	0	1	7	4	3	44

3 附属機関(保健所運営協議会)

(任期 : 平成29年9月1日～平成31年8月31日) (14名)

白山ののいち医師会長	松葉明
河北都市医師会長	由雄裕之
河北歯科医師会長	白石貴城
石川県薬剤師会白山ののいち副支部長	甲野充子
白山市社会福祉協議会会長	小西貞義
白山市女性協議会顧問	濱上ミチコ
野々市市女性協議会会長	澤村昭子
内灘町女性協議会会長	一枚田美子
野々市市立押野保育園長	野口あづさ
実生こども園長	西田和美
石川食品衛生協会会長	金谷芳久
石川中央食生活改善推進協議会会長	中井美智子
かほく市市民部長	森田善明
白山市健康福祉部長	村井志朗

4 保健所事業の概要

(1) 地域保健法と保健所事業

(平成30年度)

	地域保健法	保健所の事業等	その他関連法令	担当課
	一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 ・健康教育教材の貸出 		企画調整課
	二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・病院報告(患者票) ・医療施設静態調査ほか ・人口動態統計・各種統計調査 ・感染症発生動向調査(結核含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計法及び医療法 ・統計法 ・統計法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 	総務課 企画調整課 健康推進課
第六条	三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項	<p><栄養の改善></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康・栄養調査 ・専門的栄養指導 ・特定給食施設等指導事業 ・調理師等の育成・指導 ・ソーシャルキャピタル(食生活改善推進員協議会)への支援 ・栄養士・調理師免許事務 <p><食品衛生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業許可等施設に対する監視指導 ・食品等の収去試験 ・食中毒等防止対策 ・食品苦情の相談受付 ・食品衛生の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法 ・栄養士法、調理師法 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法 ・と畜場法 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 	企画調整課 食品保健課
	四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生営業施設(旅館・公衆浴場・興行場・理容所・美容所・クリーニング所)許可、確認検査、衛生管理指導 ・温泉利用施設等の許可、監視指導 ・水道施設、特定建築物の衛生管理指導 ・公害関係施設監視指導等 ・公害苦情処理 ・狂犬病予防、動物愛護関係業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 ・公衆浴場法 ・興行場法 ・理容師法 ・美容師法 ・クリーニング業法 ・温泉法 ・水道法 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・浄化槽法 ・狂犬病予防法 ・動物の愛護及び管理に関する法律 	生活環境課

	地域保健法	保健所の事業等	その他関連法令	担当課
第六条	五 医事及び薬事に関する事項	<p><医事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療監視 ・医療機関の開設・変更許可 ・医療従事者の免許申請 ・石川中央医療圏医療計画推進協議会 ・糖尿病重症化予防ネットワーク事業 ・小児救急対策出前講座 ・医師臨床研修、看護師・管理栄養士等学生実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・柔道整復師法 ・歯科技工士法 ・臨床検査技師等に関する法律 ・死体解剖保存法 	総務課 企画調整課
		<p><薬事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事（医薬品、医療機器）関係施設の監視指導 ・毒物・劇物取扱施設の監視指導 ・麻薬・覚せい剤関係施設の監視指導 ・薬物乱用防止普及啓発活動 ・献血の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・毒物及び劇物取締法 ・麻薬及び向精神薬取締法 ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 	食品保健課
	六 保健師に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保健関係の学生等地域実習指導 ・地域保健関係者研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針 	企画調整課
	七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担申請及び相談（小児慢性特定疾患・難病・結核・不妊治療費助成事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・障害者総合支援法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 	健康推進課
	八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項	<p><母性及び乳幼児の保健></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健やか妊娠育児支援 ・母親のメンタルヘルス支援 ・発達障害児の支援 ・母体保護相談及び届出 ・児童虐待予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法 ・発達障害者基本法 ・母体保護法 ・児童福祉法 ・児童虐待防止法 	健康推進課
		<p><老人の保健></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上対策講演会の開催 ・地域・職域連携推進部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 	企画調整課
	九 歯科保健に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患予防対策推進事業 ・歯科保健に関する情報収集、提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健の推進に関する法律 	企画調整課

	地域保健法	保健所の事業等	その他関連法令	担当課
第六条	十 精神保健に関する事項	<精神保健福祉> ・こころの健康相談・訪問指導等 ・地域生活支援事業 ・ひきこもり対策（ひきこもり社会参加復帰支援事業） ・関係団体への支援（ボランティアグループ・家族会） ・自殺予防対策	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・障害者総合支援法 ・自殺対策基本法	健康推進課
	十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項	<難病> ・難病患者の訪問・相談 (公費負担申請時面接相談・訪問指導・患者や家族のつどい) ・難病関係者研修	・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・障害者総合支援法	健康推進課
	十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病的予防に関する事項	・エイズ、性病、その他の感染症予防（相談・健康教育） ・感染症発生動向調査（発生届受理、積極的疫学調査、健康診断勧告、就業制限、入院勧告等、消毒等の処置） ・感染症検査、臨床検査（食中毒、感染症等） ・結核患者管理（訪問指導・結核発生動向調査・接触者検診・管理検診・感染症診査協議会） ・結核対策特別促進事業〔研修会（医師、その他関係者）・健康教育〕 ・社会福祉施設・介護保険施設への指導監査 ・定期予防接種実施の指示 ・予防接種担当者連絡会 ・肝炎ウイルス感染者等支援事業 ・原爆被爆者健康診断 ・アスベストに関する相談 ・骨髄提供登録、臓器提供に関する普及啓発	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・予防接種法 ・肝炎対策基本法 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・石綿による健康被害の救済に関する法律 ・臓器の移植に関する法律	健康推進課 食品保健課 健康推進課 企画調整課 健康推進課 健康推進課 生活環境課 健康推進課
	十三 衛生上の試験及び検査に関する事項	・食中毒関連検査、食品収去検査、感染症関連検査、飲料水検査、海水浴場水検査、プール水検査 ・エイズ・性病検査、尿・血液・生化学的検査、寄生虫検査	・食品衛生法 ・水道法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	食品保健課
	十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項	・健康フロンティア戦略推進事業 ・がん検診受診率向上推進事業 ・肝炎ウイルス感染者等支援事業 ・健康づくり応援の店推進事業 ・働く世代の健康づくり支援事業 ・受動喫煙防止対策事業 ・食育推進事業	・健康増進法 ・食育基本法	企画調整課

	地域保健法	保健所の事業等	その他関連法令	担当課
第七条	一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること	・保健所事業報告書 ・保健情報の収集、整理と活用 ・ホームページによる情報の提供		企画調整課 全 課
	二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと	・保健に関する調査及び研究		全 課
	三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと			
	四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること			
第八条	都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。	<連絡調整> ・母子保健連絡会 ・地域精神保健福祉担当者連絡会		健康推進課
		<技術的助言> ・市町の各種協議会への参画（介護保険運営協議会、健康づくり推進協議会、環境審議会ほか） ・市町支援計画の策定 ・市町保健福祉事業連絡会の開催 ・介護保険者（市町）への実地指導 ・介護保険施設への指導監査 ・市町の各種計画策定委員会及び部会等への参画 ・市町の各種事業検討会及びケース検討への参画 ・小中学校結核対策委員会への助言	・介護保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律 ・母子保健法 ・精神保健福祉法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	全 課 企画調整課 健康推進課
		<研修> ・地域保健関係者研修 ・母子保健関係者研修		企画調整課 健康推進課
第十一條	第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。	・保健所運営協議会		全 課

(2)地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年12月1日厚生省告示第374号)と保健所各課の事業

最終改正：平成27年3月27日厚生労働省告示第185号

(平成30年度)

基本的な指針	総務課	企画調整課	食品保健課	生活環境課	健康推進課
(1) 健康的なまちづくりの推進 ・市町保健サービス及び福祉サービスの一体的な提供、ソーシャルキャピタルの広域的な熟成・活用 ・学校、企業等の関係機関との幅広い連携 ・地域の健康課題の把握、保健・医療・福祉の連携体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・働く世代への健康づくりの応援 ・地域・職域連携推進連絡会 ・健康フロンティア戦略推進事業 ・ソーシャルキャピタル（食生活改善推進員協議会）への支援 ・健康づくり応援の店推進事業 ・受動喫煙防止対策事業 ・食育推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の正しい取扱いと医薬分業推進に係る普及啓発 ・麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止に係る普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護意識の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨髄提供登録、臓器提供意思表示カード普及啓発 ・エイズ、性感染症予防の普及啓発 ・自殺予防に関する普及啓発
・健康に関する出前講座					
(2) 専門的かつ技術的業務の推進 ・地域保健対策についての機能強化、地域住民のニーズの把握、市町への積極的な支援 ・市町との十分な連携及び協力 ・食品安全、生活衛生、医事、薬事等についての広域的監視及び検査拠点としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療監視及び医療機関実地調査の実施 ・医療機関行政情報システムの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス感染者等支援事業 ・市町の特定健診保健指導検討会への支援 ・市町及び職域等との地域・職域連携推進部会の開催 ・特定健診受診率向上対策講演会の開催 ・がん検診受診率向上推進事業 ・特定給食施設への個別指導と研修 ・専門的栄養指導 ・栄養士の育成・指導 ・調理師の育成・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模食品製造施設に対する HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく監視指導 ・石川県食品衛生監視指導計画に基づく計画的、重点的な監視指導 ・医薬品製造施設等に対する GMP（適正製造基準）に基づく監視指導 ・食品保健、環境衛生、感染症に係る検査（水質検査、食品細菌検査、糞便検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、ビル等の衛生管理、特に感染症予防を中心とした監視指導 ・環境衛生施設に対する衛生管理講習会の開催 ・犬の危害防止のための指導 ・動物の取扱い施設の適正管理指導 ・大気、水質、ダイオキシン等届出施設の適正管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核対策（患者管理、結核予防出前講座等） ・小中学校結核対策委員会への支援 ・感染症予防相談及び訪問指導 ・エイズ、性感染症相談・検査 ・ウイルス肝炎相談・検査 ・難病患者地域療養支援事業（相談及び訪問、患者等の相談会、関係者研修会等） ・精神保健福祉相談、精神障害者地域生活支援事業 ・ひきこもり社会参加復帰支援事業 ・ゲートキーパー養成 ・健やか妊娠育児支援強化事業（多胎児支援、児童虐待、発達障害に関すること） ・母親のメンタルヘルス支援事業 ・被爆者健康診断、アスベストに関する相談 ・担当者連絡会（母子保健、予防接種、精神保健福祉）
・地域保健・健康増進事業報告 ・衛生行政報告例					
(3) 情報の収集、整理及び活用の推進 ・保健・医療・福祉に関する情報の幅広い収集、管理、分析、評価、提供 ・住民相談に総合的に対応できる情報ネットワークの構築 ・情報部門の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・病院報告、医療施設静態調査等の実施 ・がん情報管理事業 ・医療・薬局機能情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種地域保健情報の収集及び提供 ・保健所の事業報告書 ・ホームページによる情報の提供 ・人口動態調査の実施 ・各種統計調査の実施 ・国民生活基礎調査 ・国民（県民）健康・栄養調査 ・小児救急対策出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防、食品の安全性に関する情報の収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質等の環境情報の集積提供及び管理 ・大気、水質、ダイオキシン、地下水に係る届出書の審査及び受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症（結核含む）発生動向調査の推進及び活用 ・予防接種（実施状況の把握、予防接種累積接種率の評価） ・集団かぜ発生状況の情報収集

基本的な指針	総務課	企画調整課	食品保健課	生活環境課	健康推進課
(4) 調査及び研究等の推進 ・地域住民の生活に密着した調査及び研究の推進、調査疫学部門の機能強化 ・情報の収集・整理・活用及び調査・研究についての国・技術的・財政的援助の実施				・環境衛生施設の衛生管理状況の実態調査及び研究の推進	
(5) 市町に対する援助及び市町相互間の連絡調整の推進 ・市町に対する専門的・技術的な指導・支援及び市町保健センター等の運営に関する協力の積極的実施 ・市町職員等に対する現任訓練を含めた研修等の積極的推進、研修部門の機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・市町が開催する事業検討会への参画・評価 ・市町保健福祉事業連絡会の開催 ・各種保健事業に関する事業検討会の開催 ・地域保健関係者研修の開催 ・介護保険者(市町)への事務指導 ・介護保険施設等への指導監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生管理向上のための関係施設（小中学校、保育所、福祉施設、事業所等）の指導等 ・食生活改善推進員の養成のための技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病等動物に由来する感染症予防についての市町支援 ・公害、廃棄物等による苦情に対する技術的な市町支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子ケース検討会への支援 ・研修会（結核、感染症、特定疾患、精神保健福祉、母子保健）
				<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等への参加 ・各種研修会等への講師派遣 	
(6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化 ・健康危機の発生防止、地域医療の量的・質的提供状況の把握と評価、医療提供体制の確保、危機管理体制の整備、休日・夜間の体制整備 ・健康危機管理のリスクコミュニケーション ・健康危機発生時の情報の収集・提供、医療の確保、管内市町の健康危機管理 ・健康危機事例発生後の科学的根拠に基づく評価、公表、施策への反映、被害者及び業務従事者に対する精神保健福祉対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関実地調査等の実施 ・災害時等における現地対策本部体制整備 ・健康危機に関する防疫訓練の実施 ・災害・救急医療情報システムの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理マニュアル（保健所編）等の修正・作成 ・災害時医療関係機関連絡会の開催 ・健康危機に関する防疫訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理マニュアル（食中毒・毒劇物）による健康危機管理体制の整備 ・水道施設の安全・衛生確保指導及び安定供給のための広域指導 ・水道施設の安全・衛生確保指導及び安定供給のための広域指導に係る水質検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の安全、衛生確保指導及び安定供給のための広域指導 ・し尿、廃棄物の処理に関する指導及び情報の提供 ・屋外活動施設の衛生管理状況の把握と監視指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者に対する緊急時対応体制の整備 ・感染症に関する研修会の開催（保育所、高齢者関係施設等）
				<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理体制の整備 <p>情報収集及び連絡体制、初動調査体制、医療体制の整備、関係機関との連携、対策本部及び連絡会議の設置、被害拡大防止対策の実施、地域住民への情報提供、関係施設に対する監視指導、予防知識の普及啓発等の推進</p>	
(7) 企画及び調整機能の強化 ・医療計画・介護保険事業支援計画・がん対策推進計画・健康増進計画・老人福祉計画・障害者計画等の策定への関与、各種地域保健サービスの評価・施策への反映、保健・医療・福祉のシステムの構築、病診連携・医薬分業、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくり支援、食品安全及び生活衛生に係るサービス等の提供、地域保健の課題についての企画調整の推進 ・企画及び調整部門の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所運営協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・石川中央医療圏保健医療計画推進協議会の開催 ・糖尿病重症化予防ネットワーク協議会への支援 ・市町介護保険事業計画への策定支援 ・市町健康増進計画の策定支援 ・市町老人福祉計画の策定支援 ・市町保健・福祉事業関係協議会への参画 ・歯と口腔の健康づくり推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な医薬分業の推進 ・外部及び内部精度管理による検査機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止、資源循環型社会の構築に向けた環境意識の普及啓発 ・関係団体の育成及び環境衛生意識の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会への参画 ・要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース検討会への支援
				<ul style="list-style-type: none"> ・各種協議会・会議等への参画 ・各種研修会等への講師派遣 	